

大山崎町地域公共交通会議から大山崎町への提案
～路線バスの利用促進等について～

大山崎町地域公共交通会議

平成25年3月

目 次

1. 地域公共交通会議について	3
(1) 地域公共交通会議とは	3
(2) 大山崎町地域公共交通会議について	3
2. 大山崎町の路線バスの現状と課題について	4
3. 大山崎町への提案内容	6
(1) 路線バスの利用促進について	6
(2) 路線バスの路線再編等について	10
(3) 路線バスの利用促進等に関わるその他の意見について	11
(4) 路線バスを補完する公共交通について	11
4. 提案内容の取り扱いについて	12

【別添：参考資料】

①大山崎町地域公共交通会議設置要綱	13
②大山崎町地域公共交通会議委員名簿	15
③これまでの会議経過	16

1. 地域公共交通会議について

(1) 地域公共交通会議とは

地域のニーズに応じた多様な運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた運送サービス（路線バス、コミュニティバス、乗り合いタクシー等）の形態や路線、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場（行政に対する提言を含む。）である。

－主な協議事項－

- 地域の交通ネットワーク全体の維持・発展
 - 地域公共交通計画の策定と実施策検討
 - 地域にとって必要な路線の運行形態、運賃及び料金、営業区域、使用車両 等
- ※その他にも地域の実情に応じて自由に設定することが可能

(2) 大山崎町地域公共交通会議について

大山崎町の公共交通の現況としては、自動車の普及が進むことにより、路線バスの利用者が減少し、採算が難しくなり、運行本数を削減せざるを得ない状況となっている。

一方では、高齢化が進み、買い物や通院が不便な方々が増加している。

また、平成25年度下半期には長岡京市との境に阪急新駅『西山天王山駅』が開業予定であり、大山崎町としては、これを転機と捉え、住民サービスの一環として住民の足を守り、既存路線バスを補完する形のコミュニティバス導入を検討するため、平成24年3月に『大山崎町地域公共交通会議』を立ち上げた。

※構成委員は別添参考資料参照

第1回会議から第3回会議まで、コミュニティバス導入について議論を重ねてきたが、平成24年8月14日に発生した京都府南部地域の局地的豪雨により、大山崎町でも被害が発生し、町の治水対策の改善の必要性が明らかとなり、改善には多額の経費を必要とすることが予想され、住民の生命・財産を守る災害対策を重点施策として取り組みを推進していくため、「コミュニティバス導入」の凍結を町長が表明した。

しかし、本町の公共交通の課題は存在し、当面の課題としてあるのが、路線バス利用者の減少や阪急新駅開業後の路線再編が予想されるため、地域の足は地域で守っていくという考えのもと、路線バスのサービスが低下しないよう路線バスの利用促進や路線再編等について、第4回会議から第7回会議まで議論を行い、大山崎町地域公共交通会議の総意を本提案書にまとめ、大山崎町へ提案するに至った。

※会議経過については別添参考資料参照

また、既存の路線バスでは補えない課題等については、『将来の地域公共交通に係る町への提案について』という論点で、平成25年度から当会議において議論を行っていく。

2. 大山崎町の路線バスの現状と課題について

(1) 大山崎町の路線バスの現状

大山崎町内を運行する路線バスは、阪急バスと京阪シティバスがある。

阪急バスは、町内を南北に運行しており、住民の生活圏内となっている長岡京市へも繋がっているため、住民の生活の足となる路線バスである。町内北部地域では1時間に1本から2本運行しており、複数の系統が集まる『第二大山崎小学校前停留所』や『円明寺ヶ丘停留所』では1時間に1本から6本運行しているが、中央部や南部地域では1時間に1本もしくはそれ以下しか運行されていない。

また、京阪シティバスは、JR山崎駅から京阪淀駅までを運行する路線バスで、本町と桂川対岸の地域を結ぶ唯一の路線である。朝と夕方のみ運行となっており、主に、通勤・通学者が利用しているものと考えられる。

(2) 大山崎町の路線バスの課題について

住民の主な外出先として考えられる『買い物先』、『通院先』、『よく出掛ける町内の施設』からの視点で、平成23年度に実施した『大山崎町コミュニティバス導入に関するアンケート結果（以下、『アンケート結果』）』から、大山崎町の路線バスの課題について抽出し、以下のとおり示す。

また、『アンケート結果』の自由記入欄に記載されていた、路線バスの課題に関する主な意見についても、『その他』に示す。

【買い物先】

『アンケート結果』から、円明寺が丘団地内の『ラブリー円明寺』、鏡田地域の『大國屋』へは、周辺住民の利用は多いことがわかる。しかし、町内に大規模な百貨店やスーパーが存在せず、全般的に長岡京市内の阪急長岡天神駅周辺の商業施設（イズミヤ長岡店、西友長岡店 等）の利用が多い。これらのことから、買い物先へ行くための路線バスの課題として以下のことが考えられる。

- ・下植野地区の住民の大半が、最寄りのバス停は『久貝停留所』であり、長岡京市方面への路線バスの本数は多く、便利であるが、バス停までの距離が遠く、アクセスが不便な地域がある。
- ・円明寺が丘団地北部では、長岡京市方面への路線バスの本数が多く、便利であるが、最寄りのバス停まで坂のある地域があり、アクセスが不便である。
- ・その他の地域では、買い物先までの路線がなかったり、1日に数本のバスしか運行していないため、非常に不便である。

【通院先】

『アンケート結果』から、長岡京市内の済生会京都府病院や町外の病院へ通う人が多いが、町内全域で直通のバス路線はない状態にある。そのため、鉄道もしくは路線バスを相互に乗り換える必要がある。

【よく出掛ける町内の施設】

『アンケート結果』から、よく出掛ける町内の施設としては、役場周辺施設が最も多かったが、役場前を通る路線は、1時間に1本もしくはそれ以下の運行となっており、また、円明寺が丘団地付近から『大山崎町役場前停留所』に路線バスで行くには、直行便がなく、『小泉橋停留所』で乗り換えが必要となる。また、下植野地区から役場周辺までの路線はない状態である。

そのため、自動車利用が多い。また、大山崎町は町域が狭いため、自転車や徒歩で行かれる方もおられるが、高齢者や乳幼児と共に移動される方にとっては不便である。

【その他】

『アンケート結果』の自由記入欄に記載されていた路線バスの課題に関する主な意見について、下記のとおり示す。

- ・ 役場前を通る阪急バスの便数が少なく、使い難い。
- ・ ノンステップバスやバリアフリー対応の車両にしてほしい。
- ・ バス停が不便。車がすぐ横を通り危険で、夜が暗くて危険。ベンチや屋根がほしい。
- ・ 鉄道を降りた後のバスの待ち時間が長いため、鉄道のダイヤとバスの運行時間を調整してもらいたい。
- ・ バスを乗り換えないと役場や病院に行けない。(直行便がない)
- ・ 路線図や行き先がわかりにくい。運行情報を知らせてほしい。
- ・ 円明寺が丘団地の坂の上の方や南円明寺が丘団地は、バス停までが遠く不便。新駅が出来ても、坂を降りていくのが辛い。
- ・ 下植野地区から町内へ行くには不便で、役場やラブリー円明寺などに行く路線があるとよい。
- ・ 鏡田地区の中に入る路線がほしい。
- ・ JR西日本鉄道の線路の西側を通る路線がほしい。

3. 大山崎町への提案内容

地域公共交通会議では、阪急西山天王山駅の開業に伴って、既存路線バスの路線が再編され、あるいは、縮小される懸念が生じるという認識のもと、改めて、路線バスは地域の公共交通の基盤であり、住民にとって必要となる公共交通の優先項目であると位置付け、路線バスのサービスを低下させない取り組みとして、“路線バスの利用促進”、“路線バスの路線再編等”について、大山崎町へ提案する。

(1) 路線バスの利用促進について

	施策名	想定される実施主体	必要性の優先度
①	住民の車中心の生活から公共交通利用への転換の意識改革	町、住民	高い
②	路線バスの利用情報の充実	町、住民 交通事業者	高い
③	高齢者等おでかけ助成事業	町、交通事業者	高い
④	乗車割引券進呈による利用促進	町、交通事業者 商工会	普通
⑤	広報活動の充実	町、交通事業者	普通
⑥	バス乗車体験教室&バス車内でのアート展	町、地元幼稚園 交通事業者	低い

【各施策内容について】

①住民の車中心の生活から公共交通利用への転換の意識改革

●目的

自家用車の利用増加により、公共交通が衰退し、公共交通を必要としている高齢者等にとって不便な公共交通環境となっている。そのため、利用者である地域で公共交通を守り、自家用車から公共交通への利用転換を図るため、住民同士でのワークショップを開催し、住民の車中心の生活から公共交通利用への意識改革を図っていく。

●事業内容

- ・町内の3地区（大山崎、下植野、円明寺）で住民同士でのワークショップを開催し、町内の公共交通についての問題意識の共有や自家用車から公共交通への利用転換等について意見交換を行う。

●想定される実施主体

大山崎町、住民

②路線バスの利用情報の充実

●目的

路線バスの停留所場所や時刻表などの利用情報が入手し難い状況にあり、また、住民の日常生活の足となっている阪急バスの割引サービス等の定期券も購入し難い状況であるため、利用者にとって便利な環境を整え、路線バスの利用促進を図る。

●事業内容

(1) バスマップの作成

- ・町内路線バスの路線図、停留所場所、時刻表等を掲載したマップを作成する。
- ・住民がよく利用する施設等へバスで行く場合の路線経路など、需要の多い情報なども掲載する。
- ・利用者目線に立ったマップを作成するため、『①住民の車中心の生活から公共交通利用への転換の意識改革』でのワークショップの場でも、バスマップについて議論し、意見を反映させる。
- ・マップに町内商店等の広告を掲載し、広告料をマップ作成費に充てる。

●想定される実施主体

大山崎町、住民

(2) 公共施設での阪急バスのサービス制度の販売

- ・現在、阪急バスが販売している定期券や高齢者への割引パス等を町内で購入する場合は、阪急バス大山崎営業所でしか販売していないため、住民が購入し易いよう定期的に公共施設での販売も行う。
- ・公共施設での販売時期を、町広報誌及び町HP上で周知を行う。

●想定される実施主体

大山崎町、交通事業者

③高齢者等おでかけ助成事業

●目的

65歳以上の高齢者の方が自発的に外出すること促進し、高齢者の社会参画や健康の保持等に寄与することや、乳幼児を育てる親、障害のある方の外出を促進することを目的とし、路線バスの利用促進も図る。

●事業内容

- ・65歳以上の高齢者に対し、阪急バスで利用できる各種乗車カード（「はんきゅうランドパス 65 定期券」、「hanica(ハニカ)(ICカード)」等）や京阪バスで利用できる各種乗車カード（京阪グループ共通バスカード 等）を購入する際に使用できる助成券年3,000円分を発行する。
- ・乳幼児と同伴の親や障害のある方へも助成する。
- ・本人からの請求に基づき、発行する。

●想定される実施主体

大山崎町、交通事業者

④乗車割引券進呈による利用促進

●目的

買い物等へ出掛ける場合に、自家用車での外出が増えているが、自家用車から公共交通への利用転換を図り、また、町内の商店の活性化に繋げる。

●事業内容

(1) 商店との取り組み

- ・路線バスの車内に備え付けてある引換券を持って、町内の取り組み加盟店で 2,000 円以上の買い物をすると、路線バスの乗車割引券 100 円分がもらえる制度の導入。

(2) 公共施設利用者への取り組み

- ・路線バスの車内に備え付けてある引換券を持って、公共施設（役場庁舎、中央公民館、保健センター、ふるさとセンター、長寿苑、なごみの郷）を利用すると、路線バスの乗車割引券 100 円分を進呈する制度の導入。

●想定される実施主体

大山崎町、交通事業者、商工会

⑤広報活動の充実

●目的

各利用促進施策について、住民への広報活動を充実させ、路線バスの利用促進へ繋げる。

●事業内容

「みんなでバスを利用しよう」をタイトルに、各利用促進施策について、行政、交通事業者が一体となって、チラシやポスターによる広報活動や町広報誌、町HPなどの広報媒体を利用し、町民へのアピール活動を行う。

●想定される実施主体

大山崎町、交通事業者

⑥バス乗車体験教室&バス車内でのアート展

●目的

地元小学生や保育所、幼稚園児対象に、バスの乗車体験教室を開催し、バスの乗り方等を学び、公共交通利用者を育成していく。

また、体験教室において児童が描いた絵画をバス車内に展示し、児童にバスに対する愛着を持っていただき、児童と保護者がバスを利用する機会を促進し、二次的効果を図る。

●事業内容

- ・町内の小学生や保育所、幼稚園児を対象に、交通事業者とともにバスの乗車体験教室を開催し、バスの乗り方や降り方、運賃の支払い方法などを学習する。
- ・体験教室において、バスをテーマに児童が描いた絵画を、バス車内の広告枠に一定期間展示する。
- ・『おおやまざき産業まつり』等、イベント時にもバスの乗車体験等を行う。

●想定される実施主体

大山崎町（小学校、保育所含む）、地元幼稚園、交通事業者

(2) 路線バスの路線再編等について

	施策名	想定される実施主体	必要性の優先度
①	新駅に合わせた路線の再編等	交通事業者 大山崎町 関連自治体	高い
②	既存の路線の再編等	交通事業者	高い

【路線バスの路線再編等に向けて実施主体へ求める条件】

①新駅に合わせた路線の再編等

(1) 済生会京都府病院・長岡京市の商業施設へのアクセス

- ・ 町内の既存路線（阪急バスの1、3系統・13系統・80、81系統路線）を、阪急西山天王山駅経由で済生会京都府病院、阪急長岡天神駅への路線再編。
- ・ もしくは、町内既存路線から阪急西山天王山駅までの再編を行い、西山天王山駅から長岡京市の済生会京都府病院、阪急長岡天神駅への路線再編。
- ・ バスの乗り換え時の割引制度の導入。
- ・ 長岡京市との連携が必要。

●想定される実施主体

交通事業者、大山崎町、関連自治体

(2) 路線再編について

- ・ 住民サービスを低下させないような路線の再編をするべき。
- ・ 現在、京都府が中心となって協議会を立ち上げ、議論されている「西山天王山駅～京阪沿線間の路線バス」を是非実現させていただき、西山天王山駅での乗り換えによって、本町域と京阪沿線へのバス利用が可能となる交通を実現していただきたい。

●想定される実施主体

交通事業者、大山崎町、関連自治体

(3) 便数・料金について

- ・ 新駅徒歩圏内地域での路線バスサービスの維持
 - ア. サラリーマンや学生は、新駅が出来てもバスを利用して、特急電車が停車する阪急長岡天神駅を利用すると思われるので、バスの減便は最小限にするべき。
 - イ. 円明寺地区では、長岡京市へ買い物に出掛けるのに、電車は利用せず、バス利用の方が便利であるので、既存バス利用者に対するサービス水準（便数・料金）は維持するべき。
 - ウ. 『円明寺ヶ丘』停留所と『第二大山崎小学校前』停留所は、乗降客数が多いため、減便せず、現状に近いサービスを維持するべき。

●想定される実施主体

交通事業者

②既存の路線の再編等

(1) 町内商業施設へのアクセス

- ・ 円明寺地域内にある商業施設『ラブリー円明寺』を利用する住民が多いため、『ラブリー円明寺』を通る路線の再編。
- ・ 大山崎地域の住民の利用が多い、商業施設『大国屋』を通る路線の再編。

●想定される実施主体

交通事業者

(2) 町内施設等へのアクセス

- ・ 円明寺が丘団地付近から役場経由で阪急大山崎駅周辺まで及び下植野地区から役場周辺まで直行で行ける路線の再編。

●想定される実施主体

交通事業者

(3) 便数について

- ・ 町内移動の確保のため、役場前を通る路線の便数増加。もしくは、1時間に1本のパターンダイヤにする。

●想定される実施主体

交通事業者

(3) 路線バスの利用促進等に関わるその他の意見について

- ・ 路線維持やバス停整備に対する公的補助が必要。一方で、町の財政負担が大幅に増加しないことも必要。
- ・ 町から事業者へ補助金を支出する場合は、補助金の算出基準や目標乗客数の設定などの条件を設け、補助金のチェックシステムを構築すべき。
- ・ ノンステップバス車両の導入。
- ・ 鉄道と路線バスの乗り換え利便の向上。ダイヤ調整やバス停案内版の設置等。異事業者間での調整となるため、行政も関わるべき。
- ・ 路線バスから路線バスへの乗り換え利便の向上。

(4) 路線バスを補完する公共交通について

路線バスだけでは網羅しきれない地域（下植野地区内、鏡田地区内、円明寺が丘団地西部内、南円明寺が丘団地内 等）への公共交通の確保が課題であり、路線バスを補完するシステム構築が必要である。

これらの課題については、「コミュニティバス導入のあり方の議論」も含め、平成25年度からの大山崎町地域公共交通会議での論点となっている『将来の地域公共交通に係る町への提案について』の中で、議論していく必要がある。

4. 提案内容の取扱いについて

- ・実施主体が交通事業者の部分については、交通事業者において検討段階で参考としてもらうよう町から交通事業者へ提案されたい。
- ・実施主体が町とその他の協働の部分については、町で施策内容について検討し、町と当該実施主体とで企画、実施されたい。

【別添：参考資料】

①大山崎町地域公共交通会議設置要綱

平成24年3月21日

告示第3号

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大山崎町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) その他交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 交通会議は、地域公共交通に関する専門の事項を調査し、協議を行うために必要があると認めるときは部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は協議の結果を交通会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議の運営等に当たっての事項を処理するために必要があると認めるときは幹事会を置くことができる。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を総理する。
- 5 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会長が、公開することにより会議の運営に支障を来す恐れがあると認めた場合は、交通会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行日以後最初に招集される交通会議は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成24年告示第13号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

②大山崎町地域公共交通会議委員名簿

(平成25年3月22日現在)

区 分		氏 名	適 用
大山崎町		江下 傳明	会議主催者
公共交通事業者	西日本旅客鉄道(株)	平野 剛	京都支社 地域共生室 担当室長
	阪急電鉄(株)	庄 健介	都市交通計画部 部長
	阪急バス(株)	西山 哲	取締役自動車事業部長
	京阪シティバス(株)	笠松 俊夫	常務取締役
	都タクシー(株)	筒井 基好	代表取締役社長
	京都タクシー業務センター	近藤 智彦	事務局長
住民・利用者の代表	大山崎町社会福祉協議会	本多 幸雄	会長
	大山崎町商工会	蔦谷 重直	会長
	大山崎町長寿会連合会	木村 彰夫	顧問
	大山崎町身体障害者協会	小西 和子	会長
	町内会・自治会代表 (大山崎地区)	大東 五郎	会長
	町内会・自治会代表 (下植野地区)	國枝 滋樹	会長
	町内会・自治会代表 (円明寺地区)	松本 好雄	会長
	公募委員	長谷川 央	一般
	公募委員	山口 允己	一般
	公募委員	吉田 友美	子育て親
地方運輸局長	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	川合 宏和	首席運輸企画専門官
公共交通事業者の運 転者組織団体	阪急バス労働組合	越智 啓伸	副執行委員長
その他交通会議で必 要と認めるもの	京都大学	中川 大	工学研究科 教授
	京都府山城広域振興局	辻村 徳夫	企画振興室長
	京都府乙訓土木事務所	村上 清	技術次長
	京都府向日町警察署	井上 義秀	交通課長
	大山崎町議会	小泉 満	議員
	大山崎町議会	北村 吉史	議員
	大山崎町議会	加賀野 伸一	議員
	大山崎町議会	安田 久美子	議員
	大山崎町都市計画審議会	有賀 正晃	会長
	大山崎町	小国 俊之	総務部長
	大山崎町	山田 繁雄	環境事業部長

③これまでの会議経過

回数	会議内容
第1回	<p>日時：平成24年5月24日（木）午前10時00分～午後0時10分 場所：大山崎町立中央公民館 本館2階 講座室 主な議題：（1）大山崎町コミュニティバス導入に関するアンケート結果について （2）大山崎町コミュニティバス導入に関する調査報告書 （3）今後の進め方について 主な内容：大山崎町から京都大学へ平成23年度に委託した、『大山崎町コミュニティバス導入に関するアンケート結果』及び『大山崎町コミュニティバス導入に関する報告書』についての報告。</p>
第2回	<p>日時：平成24年7月3日（火）午前9時30分～11時45分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：（1）各委員意見交換 ・コミュニティバス導入に関して、各委員で意見交換を行った。</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行運行のルート案について、住民からの意見を聞くべきでは。 ・対象者や土地の状況によって、コミュニティバスではなく、タクシーの活用も考えられるのでは。 ・コミュニティバスが導入されると、地元のタクシー事業者の運営が厳しくなる。 ・試行運行のルート案では、なぜ、町内の鉄道駅を通らないのか。
第3回	<p>日時：平成24年8月9日（木）午前9時30分～午前11時05分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：（1）各委員からの意見について （2）論点整理について</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存路線に影響のないコミュニティバスのルート設定が必要では。 ・町財政が厳しい中、優先的にコミュニティバス導入を取り組むのか議論するべき。 ・『まちづくり』という観点からも、コミュニティバスは必要である。 ・コミュニティバスと施設の送迎バスとを組み合わせながら検討していくべき。 ・既存路線バスを見直し、利便性を上げることで活性化できるのでは。 ・住民の生活圏が長岡京市も含まれているので、長岡京市との連携も考えていく必要があるのでは。 ・委員数が多いので、本会議で方向性を決めて部会を設置しては。 <p>[論点整理結果]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『新たな公共交通施策の導入手段と導入地域』 ②『既存の公共交通との関わり』 ③『新たな公共交通導入に係る運営経費と町財政』 ④『部会の設置について』

回数	会議内容
<p>第4回</p>	<p>日時：平成24年10月2日（火）午後2時30分～午後3時40分 場所：大山崎町立中央公民館 別館3階 大研修室 主な議題：（1）コミュニティバス導入の凍結について報告 （2）今後の会議について</p> <p>●コミュニティバス導入の凍結について 第3回会議まで、コミュニティバス導入に向けて議論してきたが、8月14日に発生した京都府南部地域の局地的豪雨により、本町でも被害が発生し、町の治水対策の改善の必要性が明らかとなり、多額の経費を必要とすることが予想され、住民の生命・財産を守る災害対策を重点施策として取り組みを推進していくため、「コミュニティバス導入」の凍結を町長が表明した。</p> <p>●今後の会議の論点 コミュニティバス導入は凍結としたが、路線バス利用者の減少や、阪急新駅開業後の路線再編など、町の公共交通の課題は存在し、新たな公共交通施策について考えていく必要があるため、今後の会議の論点を以下の2点に絞った。</p> <p>①路線バスについて ②将来の地域公共交通に係る町への提案について</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害は水害として対応し、コミュニティバス導入も実現に向けて取り組んでいくべき。 ・これまで積み重ねてきた議論はどうなるのか。 ・コミュニティバスにではなく、水害対策等にお金を使ってほしい。 ・路線バスについて議論を行っていくのであれば、利用者である住民から声を聞くためにタウンミーティングを行ってから会議を進めた方が良いのでは。
<p>第5回</p>	<p>日時：平成24年11月22日（木）午前10時00分～午前11時55分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：（1）路線バスについて</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス事業者ができないと言え、ここでの議論が無駄になるのでは。 ・現状のサービスを維持していくために、利用促進等を進めていくべきでは。 ・路線バスを守るという立場で会議を進めていくべき。 ・若い世代への利用促進の働きかけについて、議論していくべき。 ・バス事業者の割引定期券などの販売方法が、住民にとって不便となっている。

回数	会議内容
<p>第6回</p>	<p>日時：平成25年2月13日（水）午後2時00分～午後4時00分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：●路線バスについて (1) 利用促進について (2) 路線の再編について</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児と一緒にバスに乗ってきた親に対する助成制度もできないか。 ・『乗車割引券進呈による利用促進』について、町内商店が費用負担をするとなった場合、恒常的な実施は難しいのでは。ただ、一時的な実施であれば可能性があるのでは。 ・利用促進施策はできるものから実施してみてもいい。 ・路線バスの議論をしても、事業者ができないと言えばそこまでなので、ここでの議論に意義はあるのか。 ・開業後の阪急新駅周辺の状況の変化、人の流れが分からない状況で『新駅に合わせた路線の再編』の議論を行うのは難しいのでは。 ・阪急新駅が出来ると、阪急大山崎駅へ向かう人が減り、西国街道沿いを運行している路線バスの利用者も減るため、その路線の存続について議論していくべき。
<p>第7回</p>	<p>日時：平成25年3月22日（金）午後3時00分～午後4時40分 場所：大山崎ふるさとセンター 3階 ホール 主な議題：(1) 『大山崎町地域公共交通会議から大山崎町への提案』について (2) 平成25年度からの会議体制（案）について</p> <p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京阪バスで利用できる乗車カードへの助成制度も加えてはどうか。 ・路線バスの利用促進施策で、『広報活動の充実』の優先度は『普通』にしては。 ・路線バスの利用者は、通勤・通学者が多いため、駅へのアクセスに時間が掛かるような複雑な路線にはするべきでない。 ・通院需要への対応は、路線バスだけでなく、病院送迎用バスなどで対応することも考えられるのでは。 ・路線バスと路線バスの乗り換え利便の向上も必要では。